



平成21年6月9日（火）

照会先：健康局総務課

健康対策推進官：宮崎（内2956）

企画官：野崎（内2957）

課長補佐：眞鍋（内2314）

係長：鷹合（内2316）

ダイヤル：03-3595-2207

### 原爆症認定訴訟・東京高裁（原審東京地裁）判決について

平成21年6月9日  
厚生労働省健康局

1. 原爆症の認定について、本年5月28日に東京高裁の判決があったことから、関係省庁とも協議しつつ、検討を行ってまいりました。
2. 今回の判決に関して、判決内容を精査した結果、基本的には個別の原告にかかわる認定の問題であり、法令解釈違反・重大な経験則違反があるとまでは言えないことから、上訴は行わないこととし、今回の判決の原告の方々の原爆症の認定については、所要の進めを進めることとします。
3. 原爆症認定に関する集団訴訟については、昨年4月からの「新しい審査の方針」に沿って、約6割の原告の方が既に認定を受けておりますが、残る未認定の原告の方への対応を含め、原爆症の認定に関しましては、これまでの一連の司法判断などを踏まえて、必要な対応を検討してまいりたいと考えています。